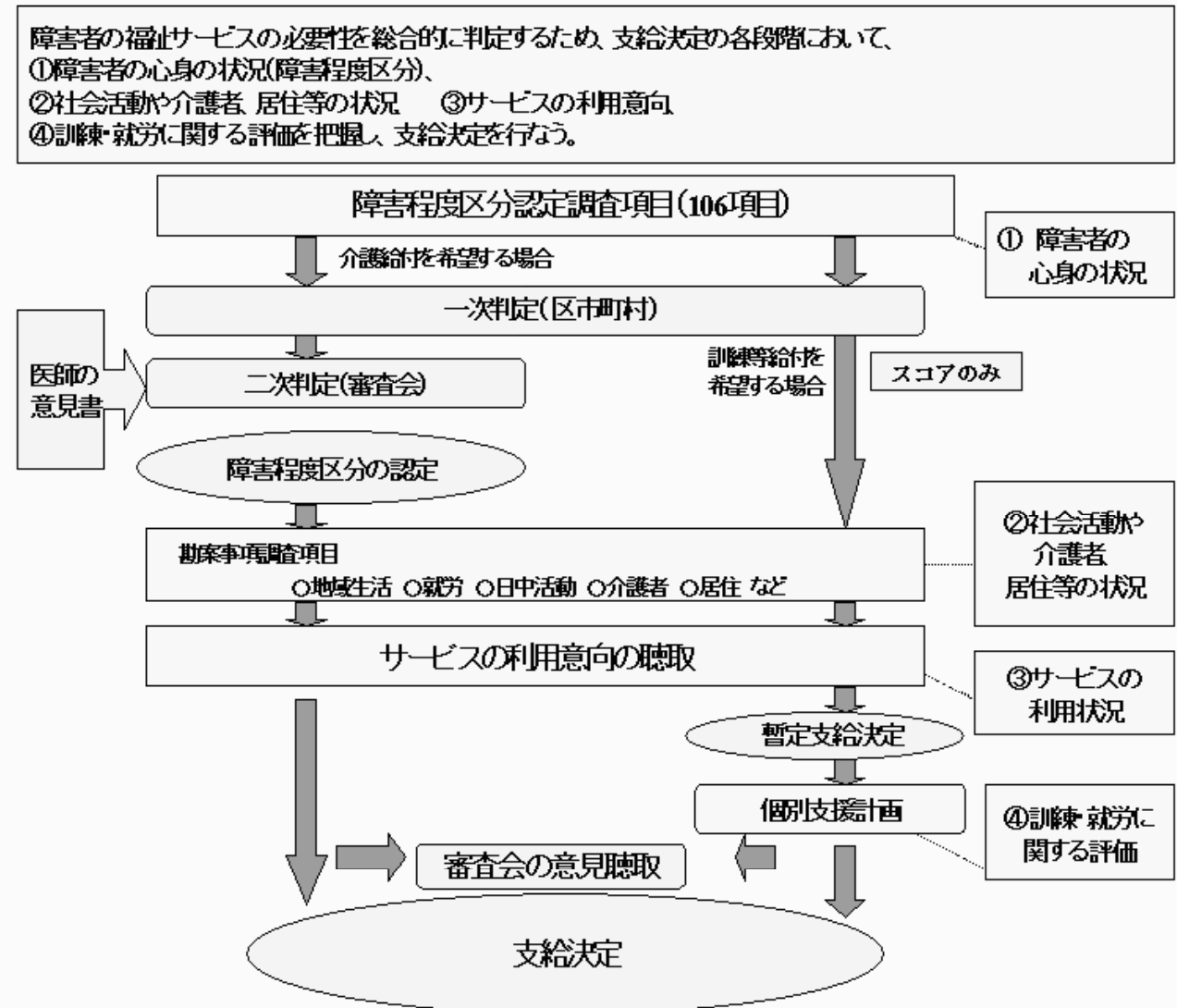


資料2 支給決定までのながれ

サービスの支給決定は、障害福祉に関する有識者の方々に構成する審査会で審議された障害程度区分等を勘案してサービス内容を決定します。(訓練等給付は審査会の審査を行いません。)

障害程度区分は障害者の心身の状況等から比較的軽い介護が必要とされる区分1からもっとも介護の必要性が高いとされる区分6までの6段階に分かれています。



※厚生労働省資料参考